

令和2年7月14日

学校施設利用団体 各位

生涯学習スポーツ振興課長 木下 典子

学校施設開放事業等の再開について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた対策として、学校施設開放事業等を休止しておりましたが、事業を再開いたします。

1 再開の時期

- (1) 校庭 令和2年7月25日(土)から再開
- (2) 体育館、各教室、プール 令和2年8月1日(土)から再開
※教室については使用いただけない種目がございます。

2 留意事項

学校は児童・生徒の学びの場です。学校の安全確保を最優先するため、団体の皆様には、次の事項の遵守をお願いいたします。

- (1) 使用前に必ずシルバー人材センター管理員のいる受付に向かい、検温等を行います。
- (2) 体調管理を徹底し、37.5度以上の発熱のある者は使用できません。
- (3) 学校施設入館時は全員がアルコールによる手指消毒を徹底します。
- (4) 学校施設使用後は、受付時にお渡しする「学校施設使用チェックリスト」に基づき、区が用意する消毒セットにより施設内を消毒し原状復帰をします。
- (5) 学校施設使用後に、必ず「学校施設使用チェックリスト」を受付に提出します。

3 学校施設使用に関する承諾書の提出について

別紙「学校施設使用に関する承諾書」をご確認いただき、必要事項を記入のうえ、**使用当日までに下記担当へご提出**をお願いいたします。使用当日までに提出が確認できない場合は、当日の使用をお断りする場合があります。

また、**消毒作業を怠った場合や施設の破損等が発覚した場合は、施設の使用承認を停止する場合があります**のでご注意ください。

4 承諾書の提出方法

郵送、FAX、ご持参にて、ご提出をお願いいたします。

※使用当日までにご提出をお願いいたします。

連絡先
港区教育委員会事務局教育推進部
生涯学習スポーツ振興課スポーツ振興係
電話 03-3578-2747
FAX 03-3578-2759

学校施設使用に関する承諾書

別紙

学校は「子どもたちの学びの場」であることを再度認識し、学校施設開放事業により、学校から新型コロナウイルス感染症の感染者を出さないために、施設を使用するにあたり次の事項を遵守して施設を健全な状態に保つことを約束します。

◆使用者が遵守すべき事項

内容確認後をお願いいたします。

万が一の感染に備え、当日の使用者全員の氏名、検温の記録、連絡先を把握しています。

施設入館時は使用者全員アルコールによる手指消毒を徹底します。

施設入館時に検温を行い、全員の検温記録を保存し、必要に応じて提出します。

団体内に 37.5 度以上の発熱のある者は使用しません。

施設へ向かう導線部分の手すりや壁など、学校設備に触れた箇所は消毒します。

学校のボール等は使用しません。(バレーボール等の支柱は除く)

集合時や着替え、会話をする際等、スポーツを行っていない時には必ずマスクを着用します。

施設使用中に大声での会話、応援等はせず、できるだけ人との接触は避け、ソーシャルディスタンスを保ちます。

予約時間終了後は速やかに退出します。

万が一感染が発症した場合、保健所等の関係機関に情報を提供することに承諾します。

【施設の消毒について】

施設の消毒作業は使用時間内に行います。

施設使用後は、区の指示に従い消毒を徹底します。

消毒後のゴミ等は団体が責任をもって持ち帰り処分します。

消毒を怠った場合、施設使用が停止されることを承諾します。

令和 年 月 日

承認番号

※お手持ちの承認証上部の番号をご記入ください。

団体名

代表者氏名

※ご記入いただいた情報は、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する目的以外の使用は致しません。

※必要事項をご記入のうえ、下記担当へ提出してください。使用当日までに提出が確認できない場合は、当日の使用をお断りする場合があります。